

「八代くま川祭り」運営補助業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

当業務は「八代くま川祭り」の開催にあたり、専門性を活かした手法により、主催者の補助を行い、円滑な運営に資することを目的とする。

2. 業務委託概要

(1) 委託業務名

「八代くま川祭り」運営補助業務委託

(2) 業務内容

本業務において委託する業務の詳細については別紙「八代くま川祭り運営補助業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年8月30日(金)まで

(4) 委託上限金額

3,960,000円(消費税及び地方消費税含む)

※リース料、設置・撤去費用、消耗品費等含む。

※委託料の支払方法については、契約時に協議して決定する。

3. 参加(応募)資格

本手続きに参加しようとする者(以下「提案者」という。)は、次にあげる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例52条)第2条第3号及び第4号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (3) 八代市暴力団排除条例(平成23年八代市条例第32号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4. 基本事項

提案に係る基本事項は以下のとおりとする。

- (1) 事前説明会は行わない。
- (2) 本提案に係る経費は提案者負担とする。
- (3) 提案書提出期限後の書類の追加・修正・差替えは出来ない。
- (4) 本審査は、書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。
- (5) 資格審査及び本審査の結果は個別に通知する。

- (6)提出された書類は返還しない。
- (7)提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (8)提案者が1社のみの場合でも審査を行い、必要な条件を満たさなければならない。
- (9)ただし、提示金額が提案限度額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

5. スケジュール

	項目	募集期間	様式等	提出方法等
1	公募開始	令和6年5月7日(火)		八代市及び振興会HPに掲載
2	質問受付	令和6年5月7日(火) ～ 5月15日(水) ※午後5時必着	任意様式	電子メール FAX
3	質問回答	※随時、回答する。		
4	参加申込書、企画提案書等の提出	令和6年5月17日(金) ※午後5時必着	様式第1号、 様式第2号、 企画提案書、 他添付書類	持参又は郵送
5	プレゼンテーション日程の通知	令和6年5月20日(月)		
6	個別プレゼンテーション	令和6年5月21日(火)～22日(水)※予定		
7	選考結果の通知	令和6年5月23日(木)		
8	契約締結	令和6年5月下旬※予定		

6. 書類の提出

提出書類は以下のとおりとする。各様式に従い、期限内に必要な書類を本要領11に記載する提出先に提出すること。

(1)提出期限

令和6年5月17日(金)

※ただし、土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで

(2)提出方法

持参又は、郵送(受付期限必着)にて提出すること。

(3)提出書類(正本1部、副本5部とする。)

①参加申込書(様式第1号)

②企画提案書(任意様式)

・本業務に係る作業工程、イベント業務の過去5ヵ年における受注実績とその予算規模及び発注先などを記載すること。(ただし、団体設立して5年に満たない団体、及び新型コロナウイルス感染症の影響により受注実績がない場合はこの限りではない。)

- ③法人にあつては、当該法人の登記簿謄本。
- ④納税証明書(証明可能な直近のもの)
- ⑤見積書(任意様式)
- ⑥参加資格要件確認書(様式第2号)

(4)書類作成に当たっての留意事項

①提出書類

- ア 複数の応募又は、複数の事業計画を提出することはできない。
- イ 参加申込書提出後は、軽微な変更を除いて、提出書類の記入内容の変更は認めない。

②提出書類の情報公開

提出された書類等は、八代市情報公開条例等の法令に基づき、情報公開することがある。

③費用の負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

④虚偽の記載

提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

⑤辞退届

応募書類提出後に辞退する場合は、令和6年5月17日(金)までに辞退届(任意様式)を提出すること。

⑥資料の取り扱い

事務局から提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁止する。また、第三者に対して情報提供することも禁止する。

(5)申込者が共同企業体となる場合の留意事項

①申込者が共同企業体となる場合は、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ア 運営上の責任の明確化を図るため、構成員の数はできる限り少数とし、構成員の組合せは、法人等によるものとします。
- イ 代表者は、構成員のうち最大に出資比率となる構成員とし、出資比率が同等の場合は、管理の主たる業務を行う構成員とします。

② 代表する団体を定めてください。市との協議等は、代表団体と行うこととなります。

③ 単独で申し込んだ法人等が共同企業体の構成員になること及び2以上の共同企業体の構成員になることはできません。

④ 参加申込書提出後、原則として代表者及び構成員の変更は認めないものとします。

⑤ 提出書類

(3)①～②及び⑤～⑥は代表団体が、(3)③～④はすべての構成員が提出してください。このほか、資格認定申請書、業態カード及び共同企業体協定書を提出してください。

7. 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1)受付期間:令和6年5月7日(火)から令和6年5月15日(水)まで

(2)受付方法:質問書(任意様式)に記入の上を事務局あてに電子メールまたはFAXで提出すること。

(3)回答方法:質問事項の回答については、すべての質問事項について八代くま川祭り公式HP及び八代市HPへ随時掲載する。

8. 審査方法及び評価基準

- (1)委託業者の選定については、書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施する。
- (2)8(5)「審査項目」に基づき、提出された企画提案書の書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行い、上位1者を選定するものとする。得点が同点の者が複数ある場合は、見積額が低いものを上位として扱い、得点が同点且つ見積金額が同額の場合は、プロポーザル執行業務に関係のない職員にくじを引かせ、上位者を決定する。
- (3)委託業者の選定結果については、選定後、応募者すべてに対して速やかに文書で通知する。
- (4)委託業者の選定後、細部を協議のうえ、業務委託契約を締結する。
- (5)審査項目・評価基準

審査項目	評価基準	配点
信頼性	イベント業務における業務実績があり、業務を遂行する為に必要な専門知識を有しているか。	30点
業務遂行力	業務を遂行できるよう、業務に関する管理・監督を確実に行う体制が整っており、派遣者の資質も担保されているか。	30点
理解度	本業務の目的を理解し、方針が明確か。	15点
見積額	見積額が最も低かった事業者を15点とする。その他の事業者については、最も低い見積額(A)を当該事業者の見積額(B)で除して得た数値(A÷B)に配点15点を乗じて得た得点を評価得点とする。(小数点以下四捨五入)	15点
地元業者利用での優遇措置	地元業者を積極的に利用する計画を立てている提案には最大10点の加点を与えるものとする。	10点
合計		100点

9. その他

(1)契約方法について

- ア 本契約において、委託上限金額(税込)を超えて発注することはできない。
- イ 契約金額には、本件の履行にかかる一切の費用を含む。
- ウ 契約業者決定後に当イベントが中止になった場合は、契約を結ばない場合がある。

(2)一括再委託の禁止

- ア 受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することが出来ない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た時は、この限りではない。
- イ 「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。
- ウ 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たって

は当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。

(3) 秘密の保持

- ア 受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他の契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また、開示もしないこと。
- イ 受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は、法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。
- ウ 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

(4) 個人情報の取り扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、個人情報が記載された資料(電子媒体に記録されたものを含む)を委託者に返却するものとする。

(5) 著作権の扱い

- ア 本委託契約に係る全ての成果物等の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は各実行委員会及び振興会又は八代市に帰属することとし、本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこととする。
- イ 本業務に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

(6) 本事業の履行に際し、受託者の過失により生じた事故等については、受託者がその責めを負う。

(7) 仕様書について、疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、対応するものとする。

(8) 委託者は必要に応じ、本契約の委託事務の実施状況について検査を行う。

(9) 感染症等の影響による契約後の中止等は、協議書及び変更契約を行った上で、出来高払いとする。

10. 問合せ及び提出先

八代くま川祭り振興会事務局

(上記事務局は、八代市役所経済文化交流部観光振興課内に設置)

※問合せ先

〒866-8601 八代市松江城町1-25 八代市役所4階

TEL 0965-33-4132 FAX 0965-33-4516

担当者電子メール:riko-eoo@city.yatsushiro.lg.jp